

うきは市伝統的建造物群保存地区

うきは市町並み保存地区 (筑後吉井、新川田竈)

修理・修景の手引き



伝統的建造物群保存地区(伝建地区)

伝統的建造物群は、文化財保護法により「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」とされる文化財である。

伝統的建造物群保存地区制度（伝建制度）とは？

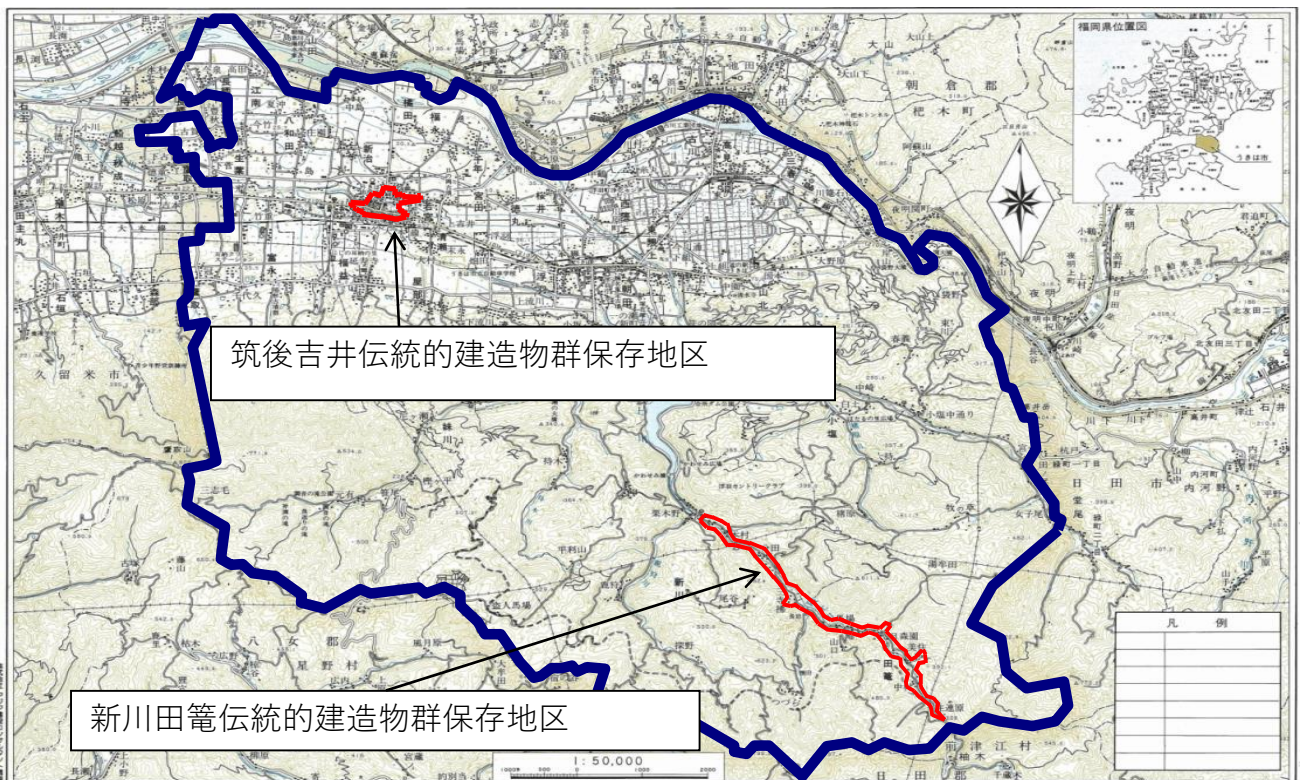
伝統的建造物群の外観上に認められる位置、形態、意匠、色彩等の特性を、その周囲の環境と併せて保存することを目的とした制度。

【特記事項】

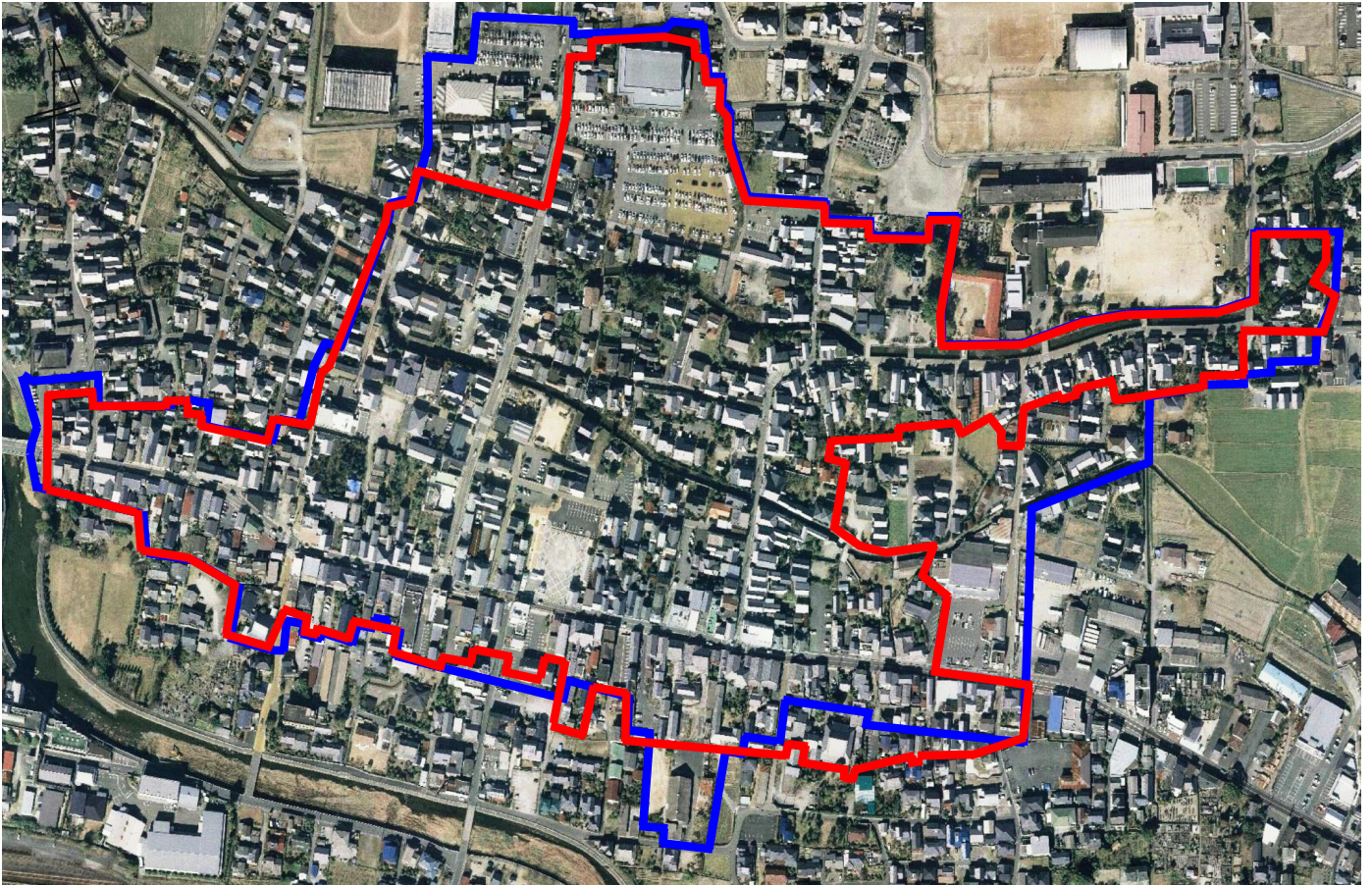
伝統的建造物群保存地区内の建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更については、**現状変更の届出を必要とする**等、うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例による規制があります。

伝統的建造物群保存地区エリア

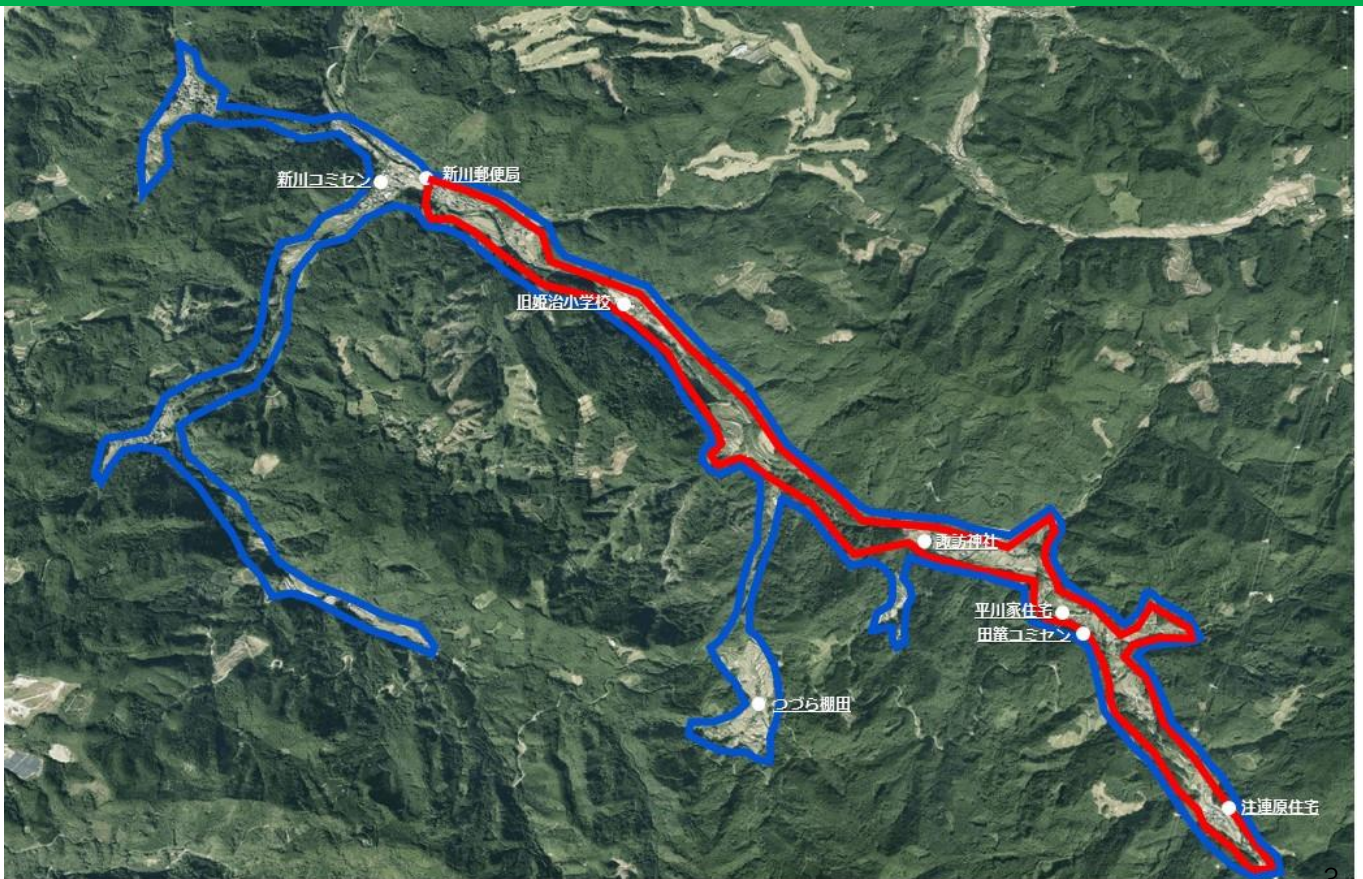
- ・ 筑後吉井地区
- ・ 新川田箆地区



筑後吉井地区 エリア



新川田竈地区 エリア



(赤線) 伝統的建造物群保存地区内

(青線) 町並み保存地区

筑後吉井地区 許可の基準（町並基準・修景基準・修理基準）

区 分		町並（許可）基準	
		筑後吉井固有の歴史的風致に調和した外観を形成するための基準	
		町家型（屋敷型景観誘導帯を除く地区に適用）	屋敷型（町家型景観誘導帯を除く地区に適用）
建築物	配置	・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする ・建築物は町並み壁面線に従って配置する (ただし、角屋および付属屋はこの限りでない) ・空地の道路側境界に塀および門を配置する ・原則として地盤面は周囲の伝統的建造物と調和させる	・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする ・建築物は道路側境界より後退して配置する (ただし、角屋および付属屋はこの限りでない) ・道路側境界に塀および門を配置する ・原則として地盤面は周囲の伝統的建造物と調和させる
	構造	・歴史的風致を損なわないものとする ・原則として正面1階開口部に町並みの連続性を考慮した庇またはこれに類するものを設ける	・歴史的風致を損なわないものとする
	階数	・原則として2階建てとする	・原則として2階建て以下とする
	棟方向および規模	・原則として主屋は平入りとする ・原則として梁間は周囲の伝統的建造物と調和させる ・原則として軒高は周囲の伝統的建造物と調和させる	
	屋根	・原則として入母屋造り、寄棟造り、切妻造りまたはこれらに類するものとする ・原則として屋根勾配は周囲の伝統的建造物と概ね一致させる ・原則として建築物本体と調和した軒の出を有する ・屋根材料は歴史的風致を損なわないものとする	
	外部意匠	・歴史的風致を損なわないものとする ・公共の場より望見できる意匠として、別表に定める伝統的様式を用いる場合は、修景基準に従うものとする	
	色彩	・歴史的風致を損なわないものとする	
	建築設備	・公共の場から通常望見できる位置に設置しない	
	屋外広告物	・歴史的風致を損なわないものとし、屋根上に設置しない	
	車庫	・歴史的風致を損なわないものとし、道路に面した建築物内に車庫を設ける場合は、主屋間口の全部を車庫に供さない	

区 分		修景（補助）基準	
		筑後吉井固有の伝統的様式に従った外観を形成するための基準	
		町家型（屋敷型景観誘導帯を除く地区に適用）	屋敷型（町家型景観誘導帯を除く地区に適用）
建築物	配置	・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする ・建築物は町並み壁面線に従って配連する(ただし、角屋および付属屋はこの限りでない) ・角屋は町並み壁面線から後退させ、道路側境界に塀および門を配置する ・原則として地盤面は周囲の伝統的建造物と一致させる	・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする ・建築物は道路側境界より後退して配置する (ただし、角屋および付属屋はこの限りでない) ・道路側境界に塀および門を配置する ・地盤面は周囲の伝統的建造物と調和させる
	構造	・在来工法を踏襲したものとする ・正面1階に棧瓦葺きの下屋庇または付庇を設ける ・妻入りの場合、主屋間口5間以上は土蔵造りとする	・在来工法を踏襲したものとする
	階数	・原則として2階建てとする	・原則として2階建て以下とする
	棟方向および規模	・原則として主屋は妻入りとする(ただし、建築物の主屋間口が5間を超える場合に限り、平入りとすることができる) ・原則として妻入りの場合は梁間を4間以下とする(ただし、表通りに面する場合に限り、6間を上限として4間を超えることができる) ・軒高は周囲の伝統的建造物と調和させる	・原則として梁間を5間以下とする ・軒高は周囲の伝統的建造物と調和させる
	屋根	・妻入りの場合、入母屋造りとする(ただし、主屋梁間が短い場合は切妻造りとする) ・平入りの場合、切妻造りとする(ただし、公共の場から望見できる妻面は入母屋造りとする) ・黒色または銀黒色の日本瓦棧瓦葺きとする ・屋根勾配は周囲の伝統的建造物と一致させる ・建築物本体と調和した軒の出を有する	・入母屋造りまたは寄棟造りとする (ただし、角屋および付属屋はこの限りでない) ・黒色または銀黒色の日本瓦棧瓦葺きとする ・屋根勾配は周囲の伝統的建造物と一致させる ・建築物本体と調和した軒の出を有する
	外部意匠	・公共の場より通常望見できる意匠は、別表に定める伝統的様式のいずれかによるものとする	・町家型修景基準に準じる
	色彩	・無彩色系統を主体とし、木部は生地色を活かすこと	
	建築設備	・町並基準に従う	
	屋外広告物	・建築物本体の外観と調和した規模、構造、材料、色彩とし、自家用広告以外の営業用広告は設置しない	
	車庫	・歴史的風致と調和したものとし、公共の場より望見できる車庫の外観は、修景基準に従うものとする	

区 分		修理基準	
		筑後吉井固有の伝統的形態である外観を維持するための基準（伝統的建造物および環境物件に適用）	
建築物	配置・構造・階数・棟方向および規模 屋根・外部意匠・色彩	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理	
	建築設備・屋外広告物・車庫	・修景基準に従う	

■工作物・その他の基準

		町並（許可）基準 筑後吉井固有の歴史的風致に調和した外観を形成するための基準		修景（補助）基準 筑後吉井固有の伝統的様式に従った外観を形成するための基準		修理基準 筑後吉井固有の伝統的形態である外観を維持するための基準 （伝統的建造物および環境物件に適用）
		町家型	屋敷型	町家型	屋敷型	
工作物	門	・歴史的風致を損なわないものとする		・公共の場より通常望見できる意匠は、別表に定める伝統的様式によるものとする・色彩は無彩色系統を主体とし、木部は生地色を活かすこと	・町家型修景基準に従う	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する
	塀	・歴史的風致を損なわないものとする		・公共の場より通常望見できる意匠は、別表に定める伝統的様式によるものとする。・色彩は無彩色系統を主体とし、木部は生地色を活かすこと	・町家型修景基準に従う	
	石積	・歴史的風致を損なわないものとする		・石積は玉石積み、間知石積みまたはこれらに類するものとする	・町家型修景基準に従う	
	石造物	・歴史的風致を損なわないものとする		・周囲の伝統的建造物および環境物件に調和したものとする	・町家型修景基準に従う	・現状維持または履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧する
その他	生垣	・歴史的風致を損なわないものとする		・在来種の生け垣またはこれに類するものとし、原則として町家型景観誘導帯には用いない	・町家型修景基準に従う	
	庭園	・歴史的風致を損なわないものとする		・公共の場から通常望見できる庭園には在来樹種を主とした木竹の植栽を行う	・町家型修景基準に従う	
	木竹	・歴史的風致を形成する木竹（樹高4メートル以上または目通りの幹周り70センチメートル以上のもの）の保存および在来樹種を主とした木竹の植栽に努める		・歴史的風致を形成する木竹（樹高4メートル以上または目通りの幹周り70センチメートル以上のもの）の保存および在来樹種を主とした木竹の植栽に努める	・町家型修景基準に従う	
	駐車場	・歴史的風致を損なわないものとし、道路に面して設ける場合は、道路側境界を画する塀、垣、門などを設ける		・歴史的風致と調和したものとし、道路側境界を画する塀、垣、門などは、修景基準に従うものとする		・修景基準に従う
土地形質変更		・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする ・空地が生じた場合は歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る				
土石類の採取		・採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする				

伝統的様式（外観の修景に際して経費の補助対象となる様式一覧）

		[主屋を第一種土蔵造りとする場合]	[主屋を第二種土蔵造りとする場合]	[主屋を真壁造りとする場合]
建築物 (外部意匠)	屋根	・黒色または銀黒色日本瓦棧瓦葺きとし、風切り丸瓦を葺く・軒は白漆喰塗り込めとする	・黒色または銀黒色日本瓦棧瓦葺きとし、風切り丸瓦を葺く ・軒は白漆喰塗り込めとする（鼠漆喰とすることもできる）	・黒色または銀黒色日本瓦棧瓦葺きとし、風切り丸瓦を葺く ・軒は漆喰塗り込めまたは化粧垂木および野地板露しとする
	妻壁	・白漆喰塗り込めとする	・白漆喰り込めとする（鼠漆喰とすることもできる）	・白または鼠漆喰塗りまたは塗り込めとする
	外壁	・大壁造り白漆喰塗りとする	・大壁造り白漆喰塗りとする（鼠漆喰とすることもできる）	・真壁造りまたは鼠漆喰塗りとする
	一階庇	・屋根は黒色または銀黒色日本瓦棧瓦葺きとする ・軒は白漆喰塗り込めとする	・屋根は黒色または銀黒色日本瓦棧瓦葺きとする ・軒は化粧垂木および野地板露しとする（白または鼠漆喰塗り込めとすることもできる）	・屋根は黒色または銀黒色日本瓦棧瓦葺きとする ・軒は化粧垂木および野地板露しとする
	樋	・銅製または濃褐色とする	・銅製または濃褐色とする	・銅製または濃褐色とする
	腰壁	・大壁造りなまこ壁または縦羽目板張りとする	・大壁造り縦羽目板張りまたは擬石塗り**とする	・大壁造り縦羽目板張りとする
	基礎	・布石敷きまたはこれに類するものとする	・布石敷きまたはこれに類するものとする	・布石敷きまたはこれに類するものとする
	外構	・石敷きまたはこれに類するものとする	・石敷きまたはこれに類するものとする	・石敷きまたはこれに類するものとする
	二階開口部	・窓上に水切り庇を設け、窓周りに練型を巡らす ・建具は木製ガラス戸または障子戸引き込みとする ・外側に両開き鉄扉を設ける	・外側に木製板戸を引き通し、漆喰塗りの戸袋を設ける ・建具は木製ガラス戸引き違いとする ・窓上に水切り庇を設けることもできる ・外側に木製枠付き格子を設けることもできる	・外側に木製板戸を引き通し、木製戸袋を設ける ・建具は木製ガラス戸または障子戸引き違いとする
	一階開口部	・外側に防火戸を引き通し、漆喰塗り戸袋を設ける ・建具は木製ガラス戸引き違いまたは板戸はね上げとする ・外側に木製枠付き格子を設けることもできる	・建具は木製ガラス戸引き違いとする ・内側に板戸を引き通し、木製戸袋を設けることもできる ・外側に木製枠付き格子を設けることもできる	・建具は木製ガラス戸引き違いまたは板戸はね上げとする ・板戸を引き通し、木製戸袋を設けることもできる ・外側に木製枠付き格子を設けることもできる
工作物	塀	・在来工法を踏襲した屋根付練塀とする ・屋根は黒色または銀黒色日本瓦棧瓦葺きとする ・外壁は白漆喰塗りとする ・腰壁はなまこ壁または白漆喰塗りとする ・基礎は布石敷きまたはこれに類するものとする	・在来工法を踏襲した屋根付練塀とする（木造在来工法による屋根付板塀とすることもできる） ・屋根は黒色または銀黒色日本瓦棧瓦葺きとする ・外壁は白漆喰塗りとする（鼠漆喰とすることもできる） ・腰壁は擬石塗り**とする ・基礎は布石敷きまたはこれに類するものとする	・木造在来工法による屋根付板塀とする ・屋根は黒色または銀黒色日本瓦棧瓦葺きとする ・外壁は白または鼠漆喰塗りとする ・腰壁は縦羽目板張りとする ・基礎は切石礎石またはこれに類するものとする
	門	・木造在来工法による腕木門またはこれに類するものとする ・屋根は切妻造り黒色または銀黒色日本瓦棧瓦葺きとする ・基礎は切石礎石またはこれに類するものとする ・外構は石敷きまたはこれに類するものとする		

【町並基準（許可基準）】とは・・・

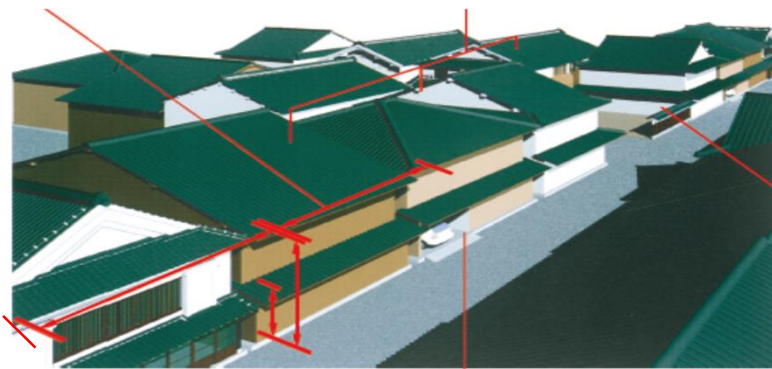
筑後吉井の町並みを保存・継承するため、建造物等の増改新築等を行う場合に誰もが最低限守らなければならない基準を指します。

町家型・屋敷型建造物に共通の項目

- ・原則として主屋は平入りとする
- 棟方向および規模
- ・原則として梁間は周囲の伝統的建造物と調和させる
- ・原則として軒高は周囲の伝統的建造物と調和させる

屋根

- ・原則として入母屋造り、寄棟造り、切妻造りまたはこれらに類するものとする
- ・原則として屋根勾配は周囲の伝統的建造物と概ね一致させる
- ・原則として建築物本体と調和した軒の出を有する
- ・屋根材料は歴史的風致を損なわないものとする



駐車場

歴史的風致を損なわないものとし、道路に面して設ける場合は、道路側境界を画する塀、垣、門などを設ける

車庫

- ・歴史的風致を損なわないものとし、道路に面した建築物内に車庫を設ける場合は、主屋間口の全部を車庫に供さない

屋外 広告物

- ・歴史的風致を損なわないものとし、屋根上に設置しない

外部意匠

- ・歴史的風致を損なわないものとする
- ・公共の場より望見できる意匠として、別表に定める伝統的様式を用いる場合は修景基準に従うものとする

色彩

- ・歴史的風致を損なわないものとする

建築設備

- ・公共の場から通常望見できる位置に設置しない

■工作物についての項目

- 門、塀、石積、石造物
- ・歴史的風致を損なわないものとする

町屋型建築に固有の項目

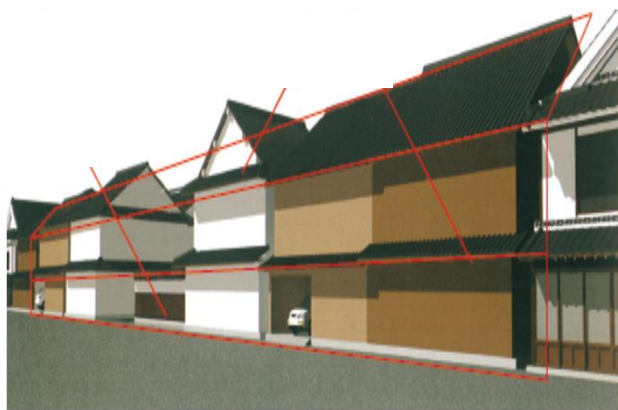
- ・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする
- ・建築物は町並み壁面線に従って配置する（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない）
- ・空地の道路側境界に塀および門を配置する

配置

- ・歴史的風致を損なわないものとする
- ・原則として正面1階開口部に町並みの連続性を考慮した庇またはこれに類するものを設ける

構造

階数



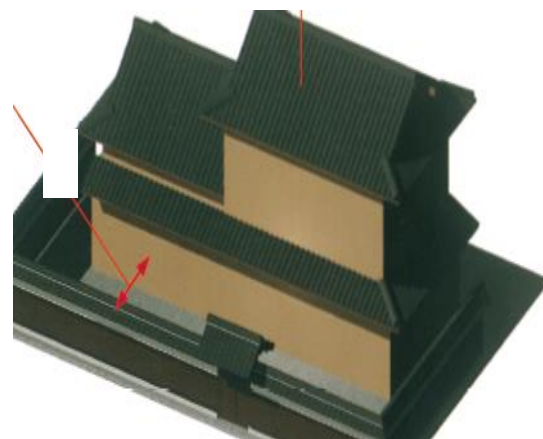
屋敷型建築に固有の項目

- ・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする
- ・建築物は道路側境界より後退して配置する（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない）
- ・道路側境界に塀および門を配置する
- ・原則として地盤面は周囲の伝統的建造物と調和させる

配置

構造

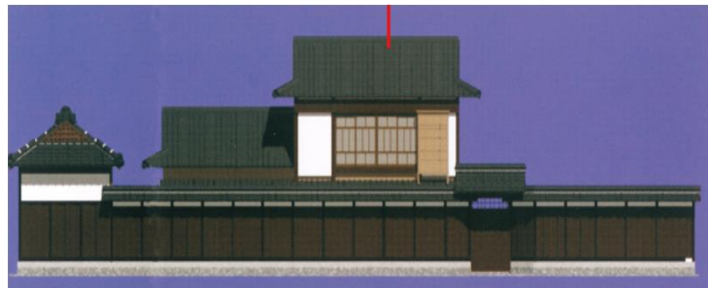
階数



【修景基準（補助基準）】とは・・・筑後吉井に固有の歴史的な町並み景観をより高めていくために、伝統的な様式に則って増改新築を行うことを目指す人に対する基準であり、この基準に従った修景に対しては工事費の一部に補助が出ます。

町家型建築に固有の項目

屋敷型建築に固有の項目



- ・建物の履歴を考慮した建築物配置とする
- ・建築物は町並み壁面線に従って配置する（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない）
- ・角屋は町並み壁面線から後退させ、道路境界線に塀および門を配置する
- ・原則として地盤面は周囲の伝統的建造物と一致させる

配置

- ・在来工法を踏襲したものとする
- ・正面1階に棧瓦葺きの下屋庇または付庇を設ける

構造・妻入りの場合、主屋間口5間以上は土蔵造りとする

階数・原則として2階建てとする

外部意匠・公共の場より通常望見できる意匠は、別表に定める伝統的様式のいずれかによるものとする

- ・妻入りの場合、入母屋造りとする（ただし、主屋梁間が短い場合は切妻造りとする）
- ・平入りの場合、切妻造りとする（ただし、公共の場から望見できる妻面は入母屋造りとする）
- ・黒色または銀黒色の日本瓦棧瓦葺きとする
- ・屋根勾配は周囲の伝統的建造物と一致させる

屋根・建造物本体と調和した軒の出を有する

- ・原則として主屋は妻入りとする（ただし、建築物の主屋間口が5間を超える場合に限り、平入りとすることができる）
- ・原則として妻入りの場合は梁間を4間以下とする

棟方向および規模・軒高は周囲の伝統的建造物と調和させる

*表通りとは幅員8メートル以上の道路を言う

■工作物

門

- ・公共の場より通常望見できる意匠は、別表に定める伝統的様式によるものとする
- ・色彩は無彩色系統を主体とし、木部は生地色を活かすこと

塀

- ・公共の場より通常望見できる意匠は、別表に定める伝統的様式によるものとする
- ・色彩は無彩色系統を主体とし、木部は生地色を活かすこと

- ・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする
- ・建築物は道路側境界より後退して配置する（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない）
- ・道路側境界に塀および門を配置する

配置・地盤面は周囲の伝統的建造物と調和させる

構造・在来工法を踏襲したものとする

階数・原則として2階建て以下とする

外部意匠・町屋型修景基準に準ずる

- ・入母屋造りまたは寄棟造りとする（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない）
- ・黒色または銀黒色の日本瓦棧瓦葺きとする
- ・屋根勾配は周囲の伝統的建造物と一致させる

屋根・建造物本体と調和した軒の出を有する

棟方向および規模・原則として梁間を5間以下とする
軒高は周囲の伝統的建造物と調和させる

町家型・屋敷型に共通の項目

色彩・無彩色系統を主体とし、木部は生地色を活かすこと

建築設備・町並基準に従う

屋外広告物・建築物本体の外観と調和した規模、構造、材料、色彩とし、自家用広告以外の営業広告は設置しない

車庫・歴史的風致と調和したものとし、公共の場より望見できる車庫の外観は、修景基準に従うものとする

庭園・公共の場から通常望見できる庭園には在来種を主とした木竹の植栽を行う

木竹・町並基準に従う

駐車場・歴史的風致と調和したものとし、道路側境界を画する塀、垣、門などは、修景基準に従うものとする

土地の形質の変化

土石類の採取・街並基準に従う

新川田箒地区 許可の基準（許可基準）

		主屋（茅葺）	主屋（茅葺以外）	付属屋
敷地	規模、形状	・地形に配慮し、歴史的風致を損なわない規模及び形状とする ・境界に生じる段差は自然石を積んだ石垣とする。		
	建物等の配置	・伝統的な敷地使いに配慮し、歴史的風致を損なわないものとする		
建築物	構造		・原則、木造とする	
	階数		・平屋建又は中二階建とする	・平屋建、中二階建、二階建のいずれかとする
	規模		・歴史的風致を損なわないものとする	・主屋の規模を超えないこととし、歴史的風致を損なわないものとする
	屋根	形式	・寄棟造とする	・入母屋造又は切妻造とする
		葺材	・山茅、藁、杉皮等、地方色を損なわない葺材とする。	・いぶし銀の棧瓦とする
		勾配	・いぶし銀の棧瓦、草あるいは杉皮及びその混用又は金属板とし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする	
		軒	・歴史的風致を損なわないものとする	
	下屋	配置	・正面出入口付近に下屋庇を付す	・正面に下屋庇又は庇を付す
		材料	・いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする	・いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする
		勾配	・歴史的風致を損なわないものとする	
		軒	・歴史的風致を損なわないものとする	
	外壁	仕上	・歴史的風致を損なわないものとする	
		開口部 建具	・歴史的風致を損なわない位置、規模、形状及び形式とする	
		色彩	・歴史的風致を損なわないものとする	
	樋		・歴史的風致を損なわないものとする	
	建築設備		・原則、屋根への設置は避け、公共の場から目立たない箇所に設置する	
工作物	塀、門		・歴史的風致を損なわないものとする	
	石垣		・原則、自然石積とし、歴史的風致を損なわないものとする。	
	石段、石造物等		・歴史的風致を損なわないものとする	
環境要素	生垣		・在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする	
	樹木・庭		・在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする	
	井出、池等		・歴史的風致を損なわないものとする	
環境整備	屋外広告物		・原則、屋根以外の場所に設置する自家用看板とし、歴史的風致を損なわないものとする	
	車庫		・屋根付車庫は建築物付属屋の許可基準にしたがう	
	駐車場等		・道路に面した部分は、生垣設置等により修景を施し、歴史的風致を損なわないものとする	
	土地の形質の変更		・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする ・空地が生じた場合は、生垣の設置や植樹等により修景を施す	
	木竹の伐採・植栽		・伐採後の状態が歴史的風致を損なわないものとする ・植栽は原則、在来種とし、行為後の状態が歴史的風致を損なわないものとする	
	土石類の採取		・採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする	

新川田竈地区 許可の基準（補助基準）

			主屋（茅葺）	主屋（茅葺以外）	付属屋
建築物	構造		・ 伝統構法による木造真壁造とする		・ 伝統構法による木造真壁造とする （ただし土蔵の場合は土蔵造とする）
	階数		・ 平屋建又は中二階建とする	・ 平屋建、中二階建、二階建のいずれかとする	
	規模		・ 周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
	屋根	形式	・ 扱首組による寄棟造とし、棟は周囲の茅葺の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 入母屋造とする	・ 切妻造とする
		葺材	・ 山茅、藁、杉皮等、地方色を損なわない葺材とし、棟は周囲の茅葺の伝統的建造物に準ずるものとする	・ いぶし銀の棧瓦とする	・ いぶし銀の棧瓦、杉皮又は金属板とし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする
		勾配	・ 周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
		軒	・ 腕木による出桁造とする ・ 軒裏は、露わし又は天井板張とする	・ 周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
	下屋	配置	・ 伝統的建造物の特性に準じて配置する		
		材料	・ いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする	・ いぶし銀の棧瓦、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする	・ いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする
		勾配	・ 周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
		軒	・ 周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
	外壁	仕上	・ 中塗又は白漆喰塗仕上とする ・ 腰壁を付す場合は、豎羽目板張（目板も可）とする		・ 中塗又は白漆喰塗仕上とする ・ 腰壁を付す場合は、豎羽目板張（目板も可）仕上とする
		開口部 建具	・ 木製とし、伝統的建造物の特性に準じた位置、規模、形状及び形式とする		
		色彩	・ 原則、木部への塗色は控える		
	建築設備		・ 公共の場から目立たない箇所に設置することが困難な場合は、木格子等により目隠しの措置を施す		
工作物	石垣		・ 伝統的建造物の特性に準じた形状と形式とする		
	石段、石造物等		・ 資料や類例を参考とし、歴史的風致との調和が図られたものとする		
環境要素	生垣		・ 在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする		
	樹木、庭		・ 在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする		
	井手、池等		・ 旧状が残る箇所や類例を参考とし、歴史的風致との調和が図られたものとする		

新川田竈地区

伝統的建造物、環境物件の特性

敷地	形状・境界		・地形（等高線）に合わせて不整形な形状をなす ・周囲境界に石垣をめぐらす						付属屋（納屋・小屋等）		付属屋（土蔵）		
	建築物・工作物の位置		・前面道路と主屋の間に前庭				・主屋土間の下手側もしくは背面に隣接		・前庭を囲むように配置		・敷地上支障ない場合、主屋の背面		
建築物	建設年代		・明治～大正期	・全般	・江戸末期以降	・江戸～明治中期	・明治中期以降		・江戸～大正期	・明治中期～		・江戸～大正初期	・大正初期以降
	平面形式		・縦二室	・横二室	・整形四間	・横食違い四間	・縦食違い四間	・整形四間が基本		—		—	
	構造	梁架構	・折置組				・京呂組又は折置組		・京呂組又は折置組とし出梁出桁造とする場合もある		・土蔵造		
		小屋組	・檜首組				・和小屋が基本、大正期以降は一部で洋小屋		・檜首組	・和小屋、一部洋小屋		・登梁又は和小屋	・和小屋
	階数		・平屋建または中二階建				・平屋建、中二階建、二階建		・中二階建又は二階建		・二階建		
	規模	梁間	・3～4間程度	・2～2.5間程度	・3.5～4間程度		・4～4.5間程度	・3～4間程度		・2～2.5間程度			
		桁行	・4～4.5間程度	・5～7間程度		・4.5～7間程度	・6.5～8間程度	・5～6.5間程度		・3～5間程度		・3～4間程度	
	高さ	軒	平屋	・3.5m～4.0m程度				・4.0～5.0m程度		—		—	
			二階	・中二階建4.0～5.0m程度				・中二階4.0～5.0m程度、二階5.0～6.0m		・3.5～4.5m程度		・4.5m程度	
		下屋庇桁	・2.5～3.5m程度										
	色彩		・素木（一部にベンガラ塗）				・素木						
	屋根	形式	・寄棟造				・入母屋造		・切妻造				
		形態	・直屋、鍵屋、くど造り				・直屋又は鍵屋		・直屋				
		材料	・山茅、藁、杉皮混用				・いぶし銀棧瓦		・山茅、藁、杉皮混用	・いぶし銀棧瓦	・いぶし銀棧瓦、置屋根の場合は金属板		
		勾配	・矩勾配以上				・4.5～5.5寸勾配程度						
		軒	架構	・上屋を葺き下ろす場合は、出桁を腕木又は腕木と方杖で支持				—		・一部で置屋根		—	
			仕上	・天井板張又は軒裏露わし				・軒裏露わし				・中塗又は白漆喰塗込 ・置屋根の場合は軒を鉢巻とし軒裏を露わす	
	下屋	配置	・正面、上手側面、背面の三方に設け、一部上屋葺き下ろし				・四方		・正面全面		・出入口上部		
		材料	・杉皮を基本とし、いぶし銀棧瓦又は金属板				・いぶし銀を基本とした棧瓦又は金属板		・杉皮を基本とし、いぶし銀棧瓦又は金属板		・いぶし銀棧瓦、置屋根の場合は金属板		
		勾配	・3.5～4.5寸勾配										
		軒	架構	・正面は、鼻母屋を出梁、腕木、方杖、柱のいずれか又は混用して支持し、柱がある場合は、柱に梁を差し、梁にベンガラを塗るものもある				・正面軒桁を出梁、腕木、方杖、柱のいずれか又は混用して支持し、柱がある場合は、柱に梁を差し		・腕木を方杖で支持する庇が付く			
	仕上		・軒裏露わし又は天井板張				・軒裏露わし		・中塗塗込又は白漆喰				
	意匠	外壁	・真壁造中塗又は白漆喰仕上				・真壁造白漆喰又は中塗仕上 ・ザシキ開口上部に束を吊る曲梁の化粧桁を露わす		・真壁造白漆喰又は中塗仕上又は堅板張		・大壁造白漆喰又は中塗仕上		
腰壁		・堅羽目板張				・縦羽目板（半割）張又は石積		・堅羽目板張					
開口		一階	・ザシキ部分は掃出しとし縁を設ける ・ゴゼン部分は格子付腰高窓及び掃出しとし式台の落縁を付す				—		—				
		二階	・下手の出入口上部に設ける			・縁あるいは居室に面する場合は掃出し ・木製手摺を設ける		・中二階の場合、二階床面から正面下屋軒裏まで		・格子付腰高窓 ・居室に面する場合は掃出し			
建具		一階	・木製硝子戸・障子戸の上、雨戸又は格子				—		—				
		二階	・木製格子を基本とし、居室利用する場合は障子戸、硝子戸の上、外側に雨戸引通し				・二階を居室利用する場合は、硝子戸						
出入口		・ドマに木製大戸引込又は硝子戸引込 ・ゴゼンに落縁を設ける				・木製板戸引込		・木製格子戸又は板戸引込 ・上記外側に防火戸引込					
戸袋		・堅板張				—		・堅板張又は白漆喰塗込					
庇		・腕木による出桁造				—		・出入口に腕木庇、開口部に水切庇を付す					
外構		・自然石縁石により犬走を設け、三和土、石敷、洗出又はこれらに類するもので仕上げる											
基礎		・自然石による布基礎又は礎石建											
工作物	石垣	・当該地近辺で採取した自然石を使用 ・民家敷地、田、畑、河川、水路の境界を画す位置に築く ・牛蒡積方式により乱石の野面積とすることが多く、一部の民家敷地境界では打込はぎもある ・築造時期や場所、構造に応じた勾配がつく											
	石段、石造物	・旧道の傾斜箇所及び棚田畦畔の一部は自然石による石段 ・神社境内に門柱石、旗立石、鳥居、玉垣、狛犬、手水鉢等の石造物が集積し、旧道沿いには石祠や庚申、地藏尊が点在する											
環境物件	生垣	・スギ垣が基本											
	樹木、庭	・スギ、カヤの高木が神社境内に鎮守の森を構成し、隈上川沿岸一部にクスの大木がある ・一部の大規模な民家において塀と門に囲繞され、在来の樹木、果樹、花卉及び池により庭が造られる											
	井手、池等	・農業用水と生活用水として隈上川に堰を築き井手により集落へ通水する ・池は、民家敷地内の山側に周囲を石垣を擁して設ける											

図解 補助基準 (1) 主屋 (茅葺)

(構造・規模)

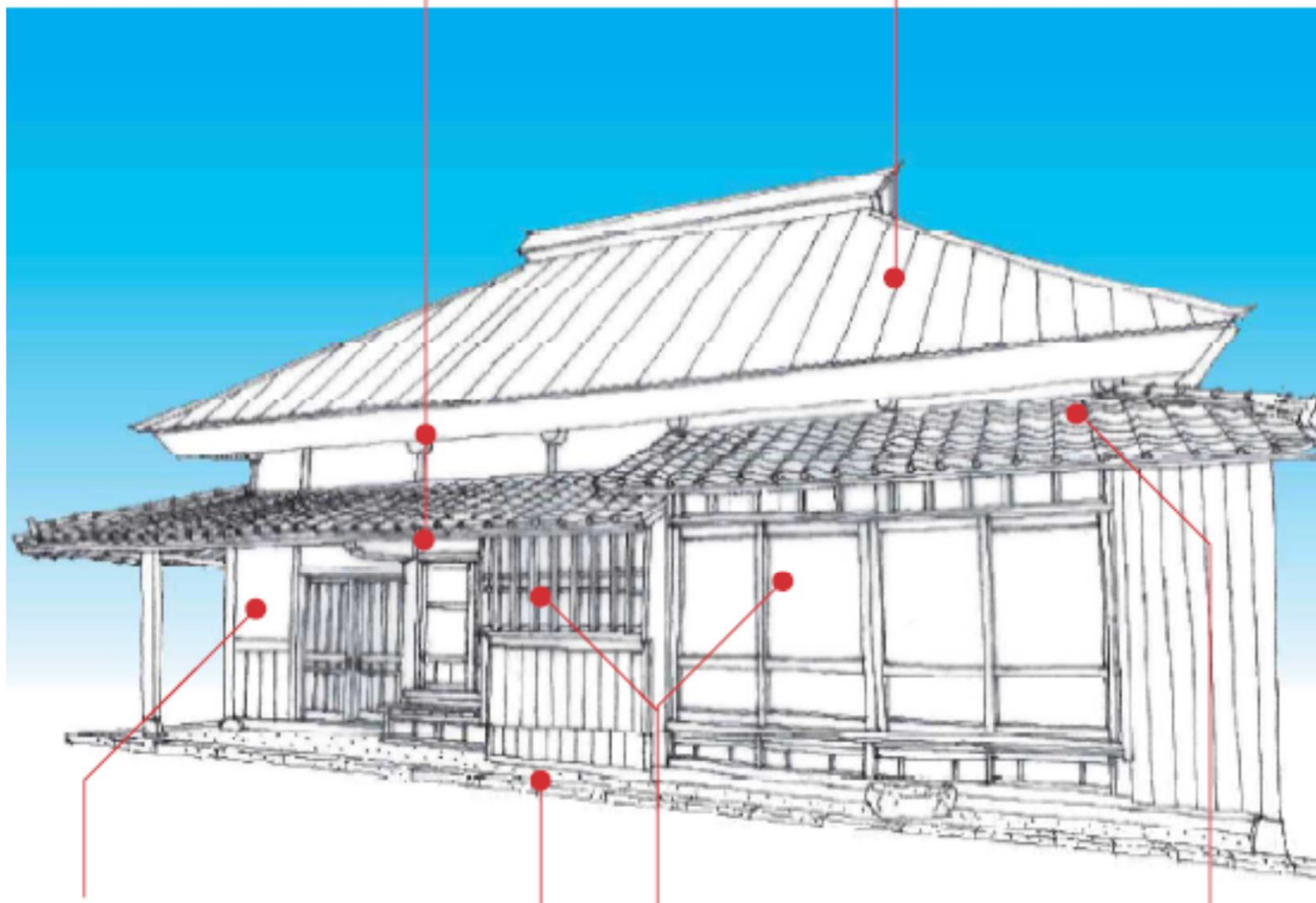
構造：叉首組
階数：平屋建又は中二階建
規模：梁間2～4.5間程度
桁行4～8間程度
軒高：(平屋) 3.5～4.0m程度
(中二階) 4.0～5.0m程度
色彩：素木 (一部ベンガラ塗)

(軒)

架橋：(上屋葺き下ろし)
出桁を腕木又は腕木と方杖
で支持
(下屋)
鼻母屋を出梁、腕木、方杖、
柱のいずれか又は混用で
支持
仕上：天井板張又は軒裏露し

(屋根)

形式：寄棟造
形態：直屋・鍵屋・くど造り
材料：山茅・藁・杉皮混用
勾配：矩勾配以上



(立面意匠)

外壁：真壁造中塗又は白漆喰仕上
腰壁：豎羽目板張
出入口：(ドマ部) 木製大戸引込又は
硝子戸引違
(ゴゼン部) 落縁を設ける
戸袋：豎板張
庇：腕木による出桁造

(下屋)

配置：正面・上手側面・背面の三方
一部上屋葺き下ろし
材料：いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれか
勾配：3.5～4.5寸勾配

(外溝・基礎)

外溝：自然石縁石による犬走
三和土、石敷、洗出、
これらに類するもので仕上げる
基礎：自然石による布基礎または礎石建

(開口部・建具)

一階開口部：ザシキ部分は掃出とし、縁を設ける
一階建具：木製硝子戸・障子戸の上、雨戸または格子
二階開口部：下手の出入口上部に設ける
二階建具：木製格子を基本
硝子戸の上下側に雨戸引き通し
(居室利用の場合)

図解 補助基準 (2) 主屋 (茅葺以外)

(構造・規模)

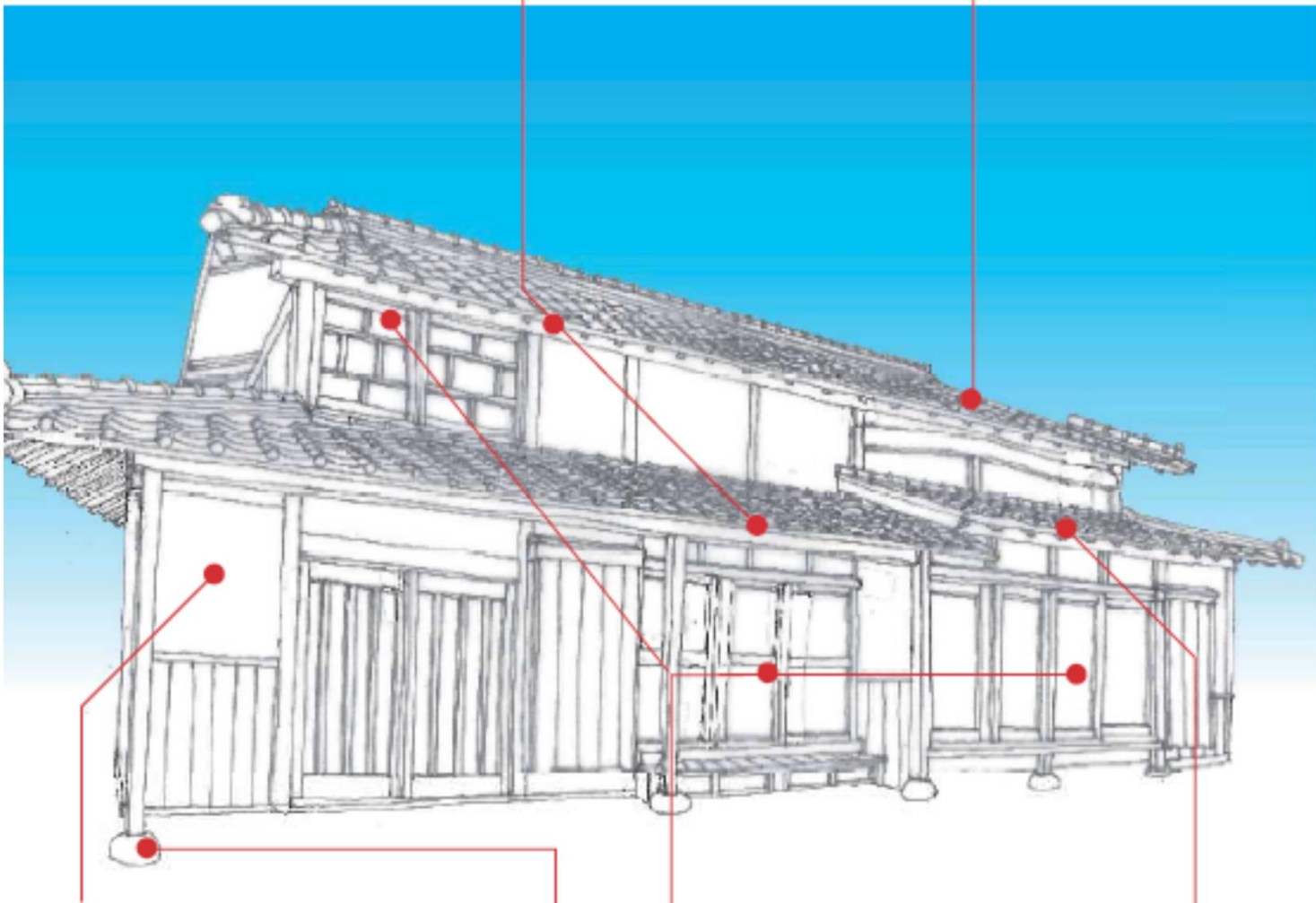
構造：和小屋が基本、一部洋小屋
階数：平屋建、中二階建、二階建
規模：梁間3～4間程度
桁行5～6.5間程度
高さ：(平屋建・中二階) 4.0～5.0m程度
(二階) 5.0～6.0m程度
色彩：素木 (一部ベンガラ塗)

(軒)

架橋：(下屋) 鼻母屋を出梁、
腕木、方杖、柱のいずれ
か又は混用で支持
柱がある場合は柱に梁を
さす
仕上：(上屋) 軒裏露し
(下屋) 軒裏露し又は
天井板張り

(屋根)

形式：入母屋造
形態：直屋・鍵屋
材料：いぶし銀棧瓦
勾配：4.5～5.5寸
勾配程度



(立面意匠)

外壁：真壁造中塗又は白漆喰仕上
* ザシキ開口上部に束を吊る曲梁の化粧桁
腰壁：豎羽目板張
出入口：(ドマ部) 木製大戸引込又は
硝子戸引違
(ゴゼン部) 落縁を設ける
戸袋：豎板張
庇：腕木による出桁造

(下屋)

配置：四方
材料：いぶし銀を基本とした棧瓦又は金属板
勾配：3.5～4.5寸勾配

(外溝・基礎)

外溝：自然石縁石による犬走
三和土、石敷、洗出、
これらに類するもので仕上げる
基礎：自然石による布基礎または礎石建

(開口部・建具)

一階開口部：ザシキ部分は掃出とし、縁を設ける
一階建具：木製硝子戸・障子戸の上、雨戸または格子
二階開口部：縁あるいは居室に面する場合は掃出し、
木製手すりを設ける
二階建具：木製格子を基本
硝子戸の上外側に雨戸引き通し
(居室利用の場合)

(構造・規模)

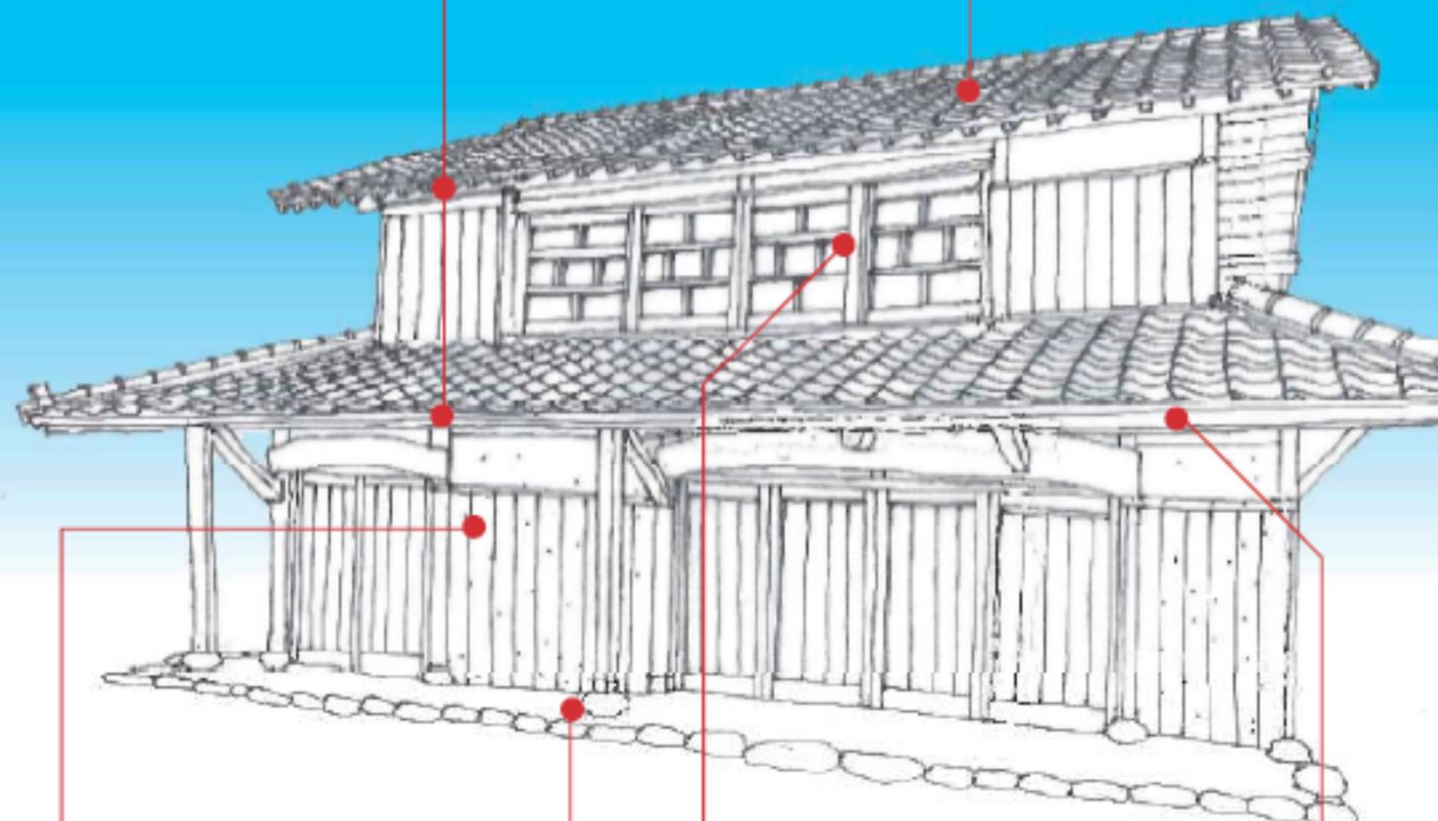
構造：出梁出桁造りも可
階数：中二階建又は二階建
規模：梁間2～2.5間程度
 桁行3～5間程度
軒高：3.5～4.5m程度
色彩：素木

(軒)

架橋：(下屋) 正面軒桁を出梁、
 腕木、方杖、柱のいずれか
 又は混用で支持
 柱がある場合は柱に梁を
 さす
仕上：軒裏露し

(屋根)

形式：切妻造
形態：直屋
材料：山茅・藁・杉皮混用
 又はいぶし銀棧瓦
勾配：4.5～5.5寸
 勾配程度



(立面意匠)

外壁：真壁造中塗又は白漆喰仕上又は
 縦板張
腰壁：豎羽目板(半割)張又は石積み
出入口：木製板戸引込

(下屋)

配置：正面全面
材料：杉皮を基本とし、いぶし銀瓦又は金属板
勾配：3.5～4.5寸勾配

(外溝・基礎)

外溝：自然石縁石による犬走
 三和土、石敷、洗出、
 これらに類するもので仕上げる
基礎：自然石による布基礎または礎石

(開口部・建具)

二階開口部：中二階の場合、二階床面から正面下屋軒裏
 まで
二階建具：硝子戸(居室利用の場合)

（構造・規模）

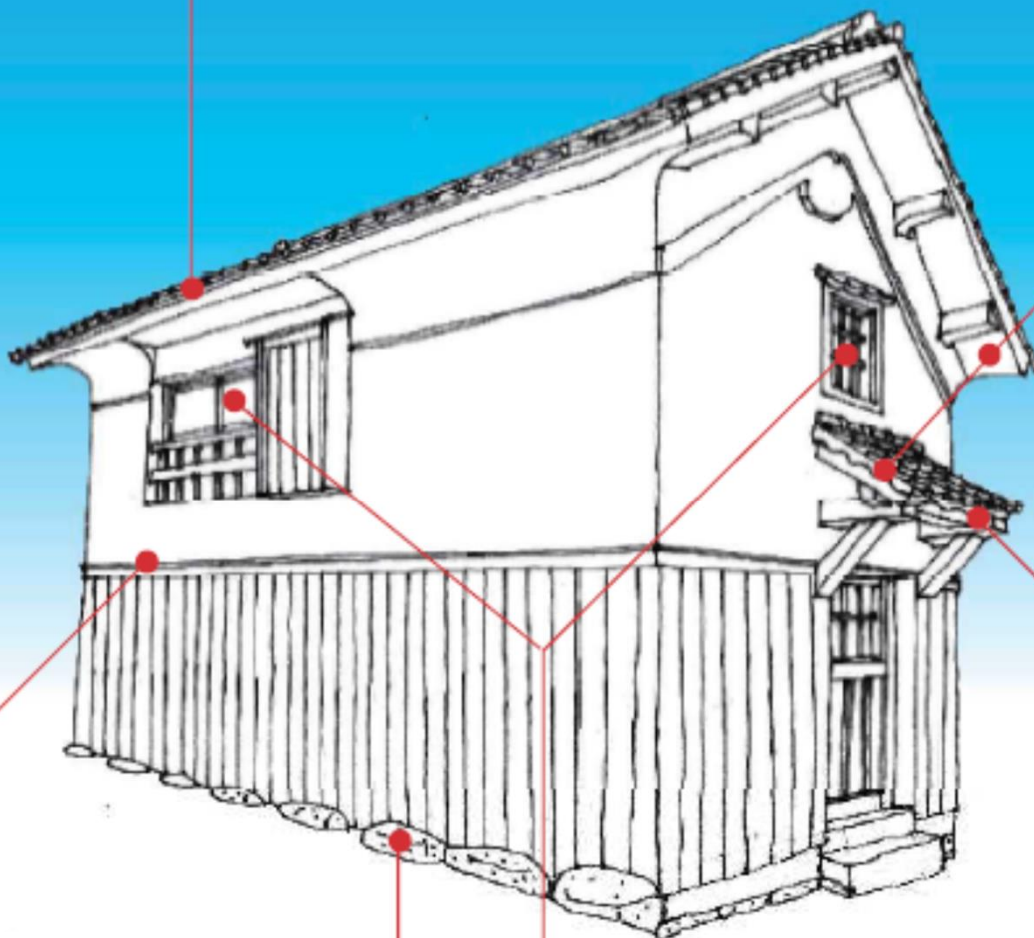
構造：土蔵造
階数：二階建
規模：梁間2～2.5間程度
桁行3～4間程度
高さ：4.5m程度
色彩：素木

（屋根）

形式：切妻造
形態：直屋
材料：いぶし銀棧瓦
置屋根の場合は金属板
勾配：4.5～5.5寸勾配程度

（軒）

架橋：（上屋）一部で置屋根
（下屋）腕木を方杖で支持する庇が付く
仕上：（上屋）中塗又は白漆喰塗込
置屋根の場合は、軒を鉢巻とし軒裏露し
（下屋）中塗塗込又は白漆喰



（立面意匠）

外壁：大造中塗又は白漆喰仕上
腰壁：豎羽目板張
出入口：木製格子戸又は板戸引込
上記外側に防火戸引込
戸袋：豎板張又は白漆喰塗込
庇：出入口に腕木庇、開口部に水切庇

（下屋）

配置：出入口上部
材料：いぶし銀棧瓦、置屋根の場合は金属板
勾配：3.5～4.5寸勾配

（外溝・基礎）

外溝：自然石縁石による犬走
三和土、石敷、洗出、
これらに類するもので仕上げる
基礎：自然石による布基礎または礎石建

（開口部・建具）

二階開口部：格子付腰高窓
居室に面する場合は掃出し
二階建具：硝子戸（居室利用の場合）

○うきは市伝統的建造物群保存地区補助金

区分	補助対象	補助率	限度額
伝統的建造物の修理	修理に係る経費のうち、通常望見できる屋根、外壁等の外観及びこれと密接な関係を有する土台、柱、梁等主たる構造に係る経費を補助の対象とする。	主屋等 9/10以内 (茅、杉皮葺きの場合)	12,500,000円
		主屋等 8/10以内 (茅、杉皮葺き以外の場合)	10,000,000円
		大型主屋等 (総事業費2,000万円以上) 9/10以内 (茅、杉皮葺きの場合) 8/10以内 (茅、杉皮葺き以外の場合)	20,000,000円
		土蔵等附属屋 8/10以内	5,000,000円
		大型土蔵等附属屋 (総事業費1,000万円以上) 8/10以内	10,000,000円
		門、塀等工作物 8/10以内	2,500,000円
上記以外の建造物の修景	新築、増築、改築、移転する際の修景に係る経費のうち、通常望見できる屋根、外壁等の外観に係る経費を補助の対象とする。	主屋 5/10以内	5,000,000円
		土蔵等附属屋 5/10以内	2,500,000円
		門、塀等工作物 5/10以内	1,800,000円
環境物件の復旧	保存地区の歴史的風致を維持するための復旧に係る経費	8/10以内	1,200,000円
伝的建造物等の管理	伝統的建造物及び環境物件の白蟻害防除に係る経費	5/10以内	500,000円
	伝統的建造物の防災設備に係る経費	5/10以内	1,000,000円

○うきは市町並み保存地区保存対策費補助金

区分	補助対象	補助率	限度額
伝統的建造物及び歴史的環境の修理、復元	伝統的建造物及び歴史的環境の特性を維持するため正面外観及び公道から望見される側面に要する経費。 なお、その保存上、構造耐力上主要な部分の修理を要すると認められる場合は、その経費を含むことができる。	主屋等(茅、杉皮葺きの場合) 8/10以内	6,000,000円
		主屋等(茅、杉皮葺き以外の場合) 8/10以内	5,000,000円
		土蔵のみ 7/10以内	3,000,000円
		門、塀等 8/10以内	2,000,000円
上記以外の建築物の修景	町並みの特性に調和するように新築、増築、改築、移転する際の正面外観及び公道から望見される側面に要する経費。 なお、構造耐力上主要な部分を修理を要すると認められる場合は、その経費を含むことができる。	主屋 5/10以内	3,000,000円
		門、塀等 5/10以内	1,500,000円

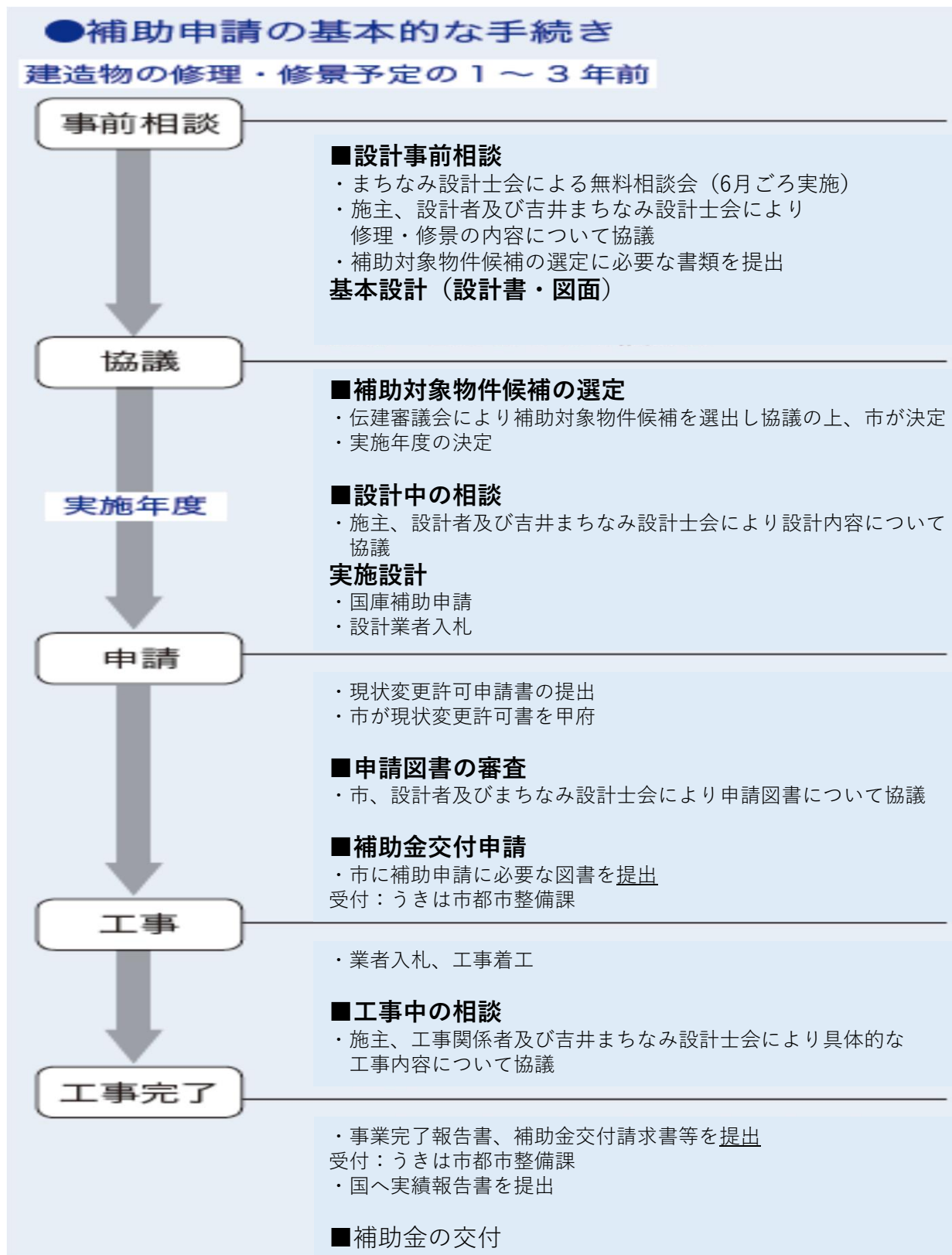
基本的な手続き（現状変更・補助金申請など）

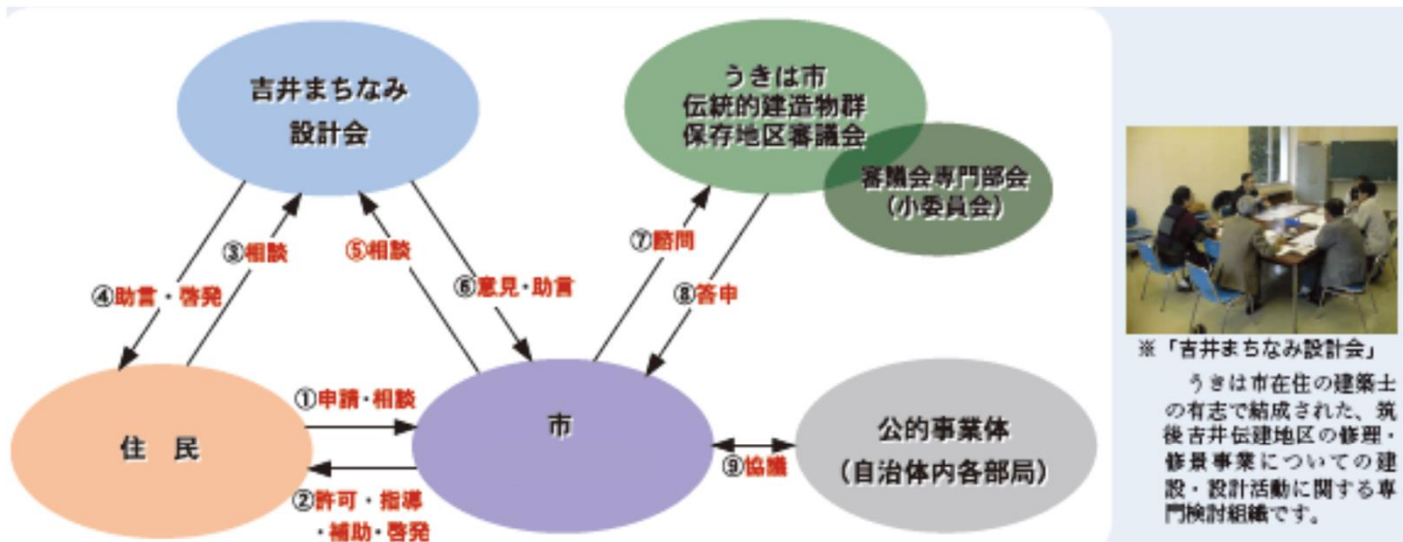
○伝建地区内の修理・修景・新築などの行為を行う際には、必ず現状変更申請の必要があります

○許可基準等に基づいた、修理、修景等を行います

○補助金制度を活用される場合は、書類確認、現地審査など1～3年程度の期間を要します

伝建地区内で修理・修景等を予定されている場合は、お早めにうきは市教育委員会の担当までご相談ください





※「吉井まちなみ設計会」
うきは市在住の建築士の有志で結成された、筑後吉井伝統地区の修理・修景事業についての建設・設計活動に関する専門検討組織です。

【上図の矢印の内容の説明】

①申請・相談 (住民⇒ うきは市)

- ・保存地区内の景観に影響を与えるあらゆる建設行為について住民は現状変更申請書を提出します。
- ・現状変更の内容、申請の必要性、変更の方針、補助金の交付条件等について相談します。

②許可・指導・補助 (うきは市 ⇒住民)

- ・現状変更を許可・不許可を伝える。必要な場合は必要な設計変更等について指導します。
- ・修理・修景に関する図書やマニュアルなどの参考資料を紹介します。
- ・保存計画に従い、補助対象物件に選定された建造物等の修理やその他の建造物の修景等に対し、補助金交付要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付します。
- ・事業説明や広報・PRによってまちなみ保存に対する住民の意識を啓発します。

③相談 (住民⇒吉井まちなみ設計会)

- ・修理・修景の具体的な工事内容（修理の必要性、修理設計、工費見積り等）について相談します。

④助言 (吉井まちなみ設計会⇒住民)

- ・無料設計相談などにより工事内容について助言します。
- ・研修会の成果や保存事業を通して得た経験を活かしてまちなみ保存活動を啓発します。

⑤相談 (うきは市 ⇒吉井まちなみ設計会)

- ・保存事業における専門的事項や住民から相談を受けた整備内容について調査等を依頼し相談します。

⑥意見・助言 (吉井まちなみ設計会⇒ うきは市)

- ・教育委員会から受けた依頼や相談に対して専門的視点から意見・助言します。

⑦諮問 (うきは市 ⇒審議会)

- ・修理・修景補助の対象物件の選定について諮問します。
- ・保存計画からだけでは判断できない高度な事項について諮問します。

⑧答申 (審議会⇒ うきは市)

- ・教育委員会からの諮問事項について審議し答申します。

⑨協議 (審議会⇒吉井まちなみ設計会)

- ・地区区内でおこなわれる環境整備事業等（公共事業）の内容について事前に協議します。

ご相談・お問い合わせ 窓口

伝建地区の各種制度や家屋の修理、修景の手続きなど、ご不明な方は、お気軽に下記まで相談ください。

うきは市都市整備課 まちづくり推進係

TEL:0943-76-9063 FAX:0943-75-5509

e-mail: machi@city.ukiha.lg.jp